

給水装置整備工事（メータ位置改良及び止水栓整備）に関する 事務処理要領

（制定 昭和 48 年 7 月 5 日課長決）
（最近改正 令和 7 年 8 月 1 日）

1 目的

この要領は、給水装置整備工事（メータ位置改良及び止水栓整備）〔以下「改良工事」という。〕の施行に伴う事務処理の手順等を定める。

2 指示書作成

水道センターは、改良工事を実施しようとするものについて、給水装置工事竣工図面並びに現場調査に基づき、請負工事施工指示書（様式 1）を作成する。なお、施工指示図欄に指示図を記入するが、現場調査等の結果、指示図が必要でない場合は、指示図に替えて指示内容を明確に記述すること。

3 実施決裁並びに指示書交付

指示書は水道センター所長（東部水道センターは維持担当課長）決裁とし、決裁後、水道センターは受注者に指示書を交付する。

4 仮請書受理

指示書を受けた受注者は、翌日までに仮請書（様式 2）を水道センターに提出する。

5 完成図提出

受注者は指示書に基づき速やかに改良工事を施工し、工事完了後、翌日までに完成図（様式 3）を水道センターに提出する。完成図は、水道センター所長（東部水道センターは維持担当課長）決裁後に写しを 2 部作成し、1 部は水道センターで設計書の整理を行い、1 部を水道センター（営業担当）に送付する。

6 精算

(1) 工事情算は別途発注の宅地内給水装置等修繕工事の精算月ごとに出来高精算を行う。

なお、完成工事出来高明細書の審査、照合については、水道センターが行う。

(2) 受注者は前号の精算ごとに、請書を管財課へ送付する。

7 その他

(1) 工事写真の作成は「土木工事共通仕様書」（大阪市水道局）による。ただし、撮影箇所数は施工箇所全てとする。

(2) この事務処理は、昭和 48 年 7 月 16 日から実施する。

附則

この規定は、昭和 55 年 6 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 4 年 3 月 2 日から実施する。

附則

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 20 年 5 月 7 日から実施する。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施する。

(様式 1)

請負工事施工指示書(Ⅰ)

様		指 示 番 号	第 号		
		指 示 年 月 日	年 月 日		
大阪市水道局 水道センター 所長(又は維持担当課長)		指 示 条 件			
指 示 内 容	給水装置整備工事 1. メータ位置改良工事 2. 止水栓整備				
請負工事単価契約(单第 号) に基づき次のとおり指示します。					
工 事 場 所	区 丁目 番 号				
お 客 さ ん 名	TEL				
水 栓 番 号		メータ口径・番号	mm ·		
施工 指 示 図					
指 示 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日				
添 付 書 類	1. 管理図 2. その他()				

(様式2)

給水装置整備工事 メータ位置改良
及び止水栓整備 仮請書

年　月　日

大阪市水道局長

受注者

印

下記の給水装置整備工事(メータ位置改良及び止水栓整備)の着手を指示されたので、
関係法令および貴局関係規定を守って施行することをお請けいたします。

記

指示番号		指示年月日	年　月　日
指示工期	(自)　　年　月　日	(至)　　年　月　日	
工事場所	区	丁目	番　号
給水装置 所有者・使用者	TEL		
水栓番号			
単価契約番号	請負工事単価契約　単第	号(　　年　月　日)	による

(様式3)

--	--	--	--	--	--